

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：当町ハザードマップ)

当会が立地する市街地域である中山地区において、全体の約 20%が 2mを超える浸水が予想されている。特に当該地域は商業集積地となっていることから、市街地の商業地区の 60 %を超える範囲で 2m以上の浸水が予想されている。また、当町では重要交通拠点のひとつである JR 鞍手駅周辺の小牧地区においてもほぼ全域で最大で 5mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害：鞍手町ハザードマップ)

山間の永谷地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。当該地区は自動車整備業、製造業があることから、土砂災害による影響が懸念される。

(地震：J SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当町では重要交通拠点のひとつである JR 鞍手駅周辺の小牧地区、上木月地区、猪倉地区、中山地区の北部の一部地域が震度 5 弱以上の地震が今後 30 年間で 26%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

- ・当町は、これまで梅雨前線の活動による大雨と台風等により被害を受けてきた。特に 1953 年 (昭和 28 年) 6 月、1959 年 (昭和 34 年) 7 月、1971 年 (昭和 46 年) 7 月、1978 年 (昭和 53 年) 9 月の災害については災害救助法の適用を受ける大きな被害を受けた。直近では、2018 年 (平成 30 年) 7 月 6 日の未明から早朝にかけて降り続いた豪雨により、町内の西川流域の室木地区、八尋地区、新北地区の一部が河川氾濫により県道及び町道が通行止めとなり、併せて、西川の支流である六田川流域の中山地区では、中心部において浸水被害が大規模ではなかったものの発生し、県道、町道の一部通行止め、また一部家屋及び事業所に浸水の被害が生じた。
- ・2005 年 (平成 17 年) 3 月 20 日に福岡県西方沖 (福岡市の北西約 30 km) を震源とする最大震度 6 弱の地震 (深さ 9 km、マグニチュード 7.0) が発生し当町でも震度 4 を観測した。  
また、2016 年 (平成 28 年) 4 月 14 日には熊本県熊本地方を震源とする最大震度 7 (マグニチュード 6.5) の地震が発生し、4 月 16 日にはこの地震を前震とする最大震度 7 (マグニチュード 7.3) となる熊本地震が発生した。この地震の影響により当町においても震度 4 を観測している。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 483 人
- ・小規模事業者数 374 人

## 【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業所数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	81	65	町内に分散も比率は中山地区に多い
	製造業	76	53	町内に分散も比率は中山地区に多い
	卸売業	25	19	多くが中山地区に集中している
	小売業	108	85	多くが中山地区に集中している
	飲食店	58	56	多くが中山地区に集中している
	サービス業	63	51	多くが中山地区に集中している
	その他	72	45	町内に分散も比率は中山地区に多い
	合計	483	374	

### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

- ・ 当町地域防災計画の策定（平成 30 年 1 月）
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄

#### 2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者に対する事業者BCP策定支援
- ・ 鞍手町が実施する防災訓練への協力

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会の経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町の間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年度中に作成。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、福岡県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・鞍手町事業継続力強化支援協議会（協議会構成員：当会、当町）を最低年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。

SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を鞍手町商工会と鞍手町で共有する。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・ 鞍手町商工会と鞍手町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
豪雨時における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

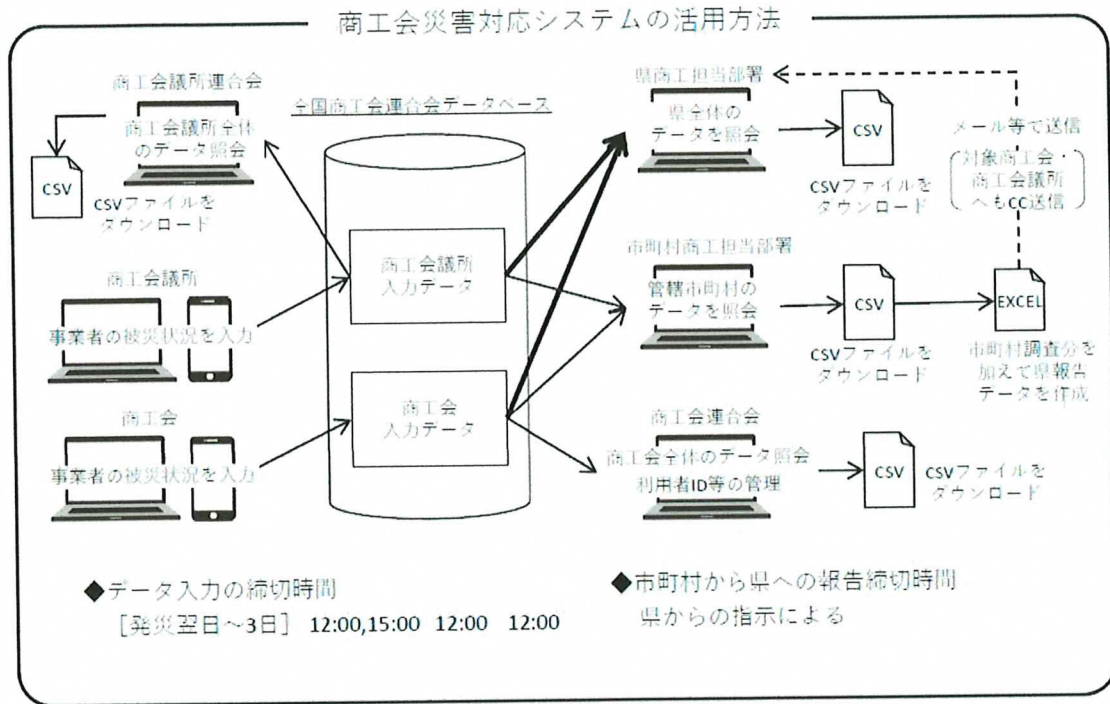
- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

## < 3. 発災時における連絡体制 >

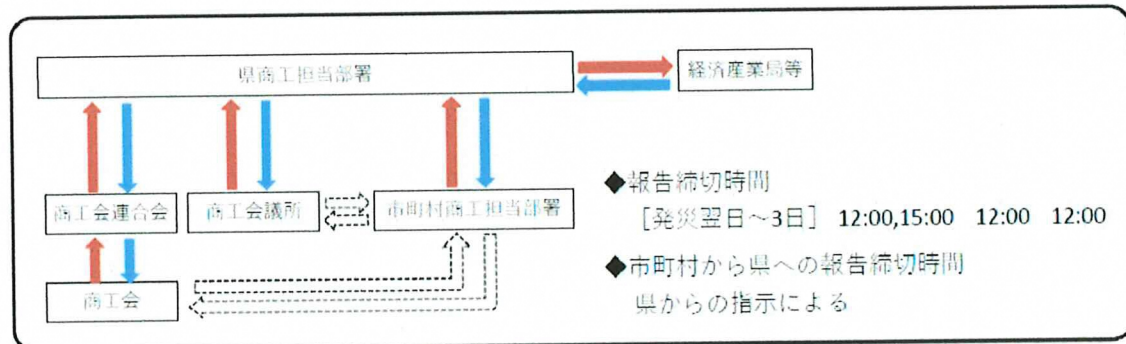
- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、下記の福岡県が指定する方法にて当会又は当町より福岡県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・ 報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、福岡県の商工担当部署へ報告する。

様式 I  
福岡県中小企業復興支援機構 ○○・○○様へ【電子メールにて送信】（メールアドレス：keiishien@pref.fukuoka.lg.jp）

令和○年○月○日の大雨による物工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：  
記入担当名：

区分 企業規模（従業員数）	被害箇所				被害状況	
	所在地	業種（※） （※）業種別	事業所名	業種	被害額	被害内容（被害の種類、被害の程度、被害の発生原因、被害の発生時刻、被害の発生場所、被害の発生状況、被害の発生状況）
地区別	○○街○○町○○丁目	—	○○○製材所	製造業	約 1.0 万円	工場内が浸水。設備機2台が利用できない状況。
	△△街△△町△△丁目	△△△販売店	△△△酒店	酒類販売業	約 1.4 〇万円	店舗前の電線柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約2割が被害。
1						
2						
3						

※被害状況の記載事項は、必ず記載してください。被害額が不明な場合は、概算額を記載してください。被害額が不明な場合は、概算額を記載してください。被害額が不明な場合は、概算額を記載してください。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、鞍手町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

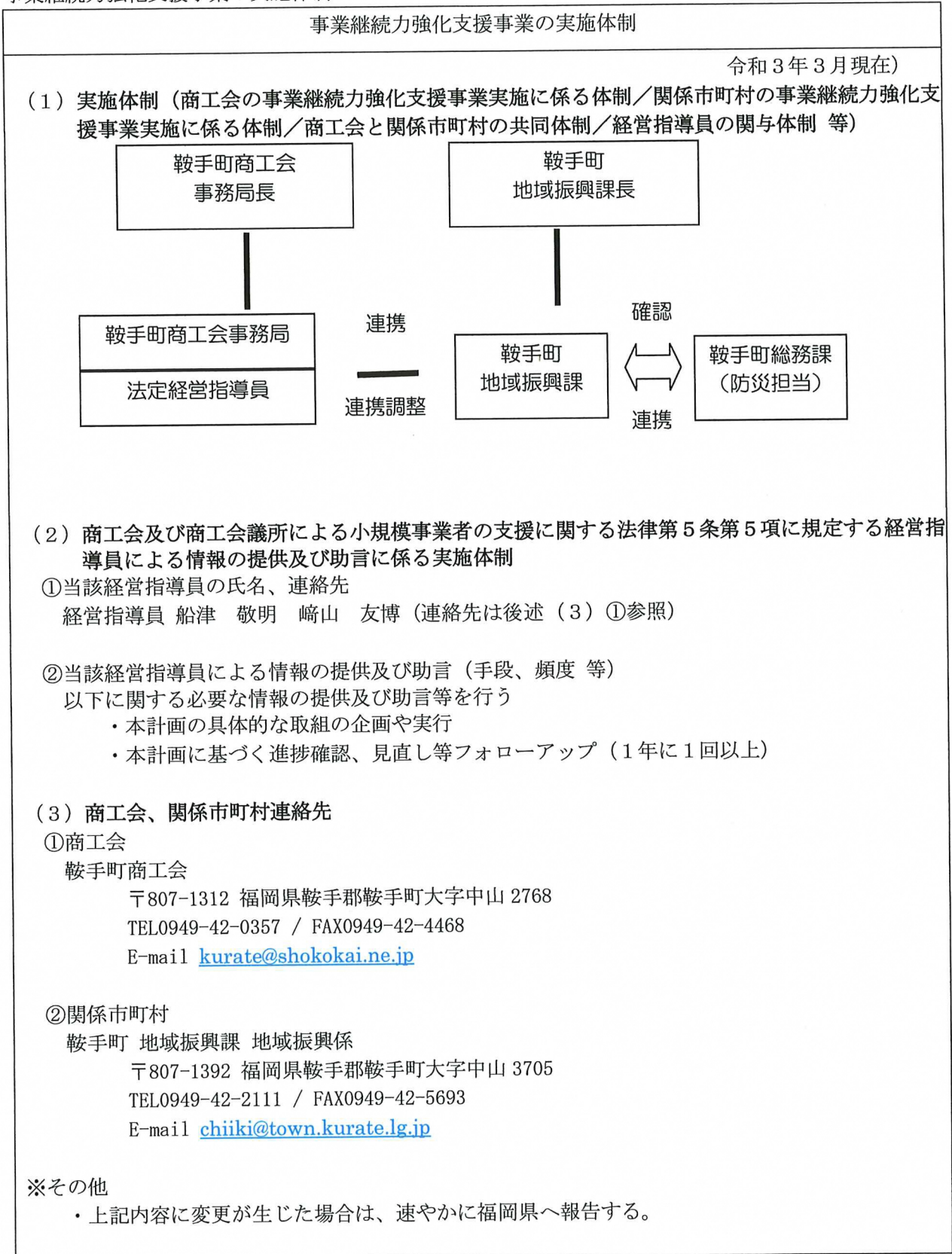
- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・ 専門家派遣費	330	330	330	330	330
・ 協議会運営費	44	44	44	44	44
・ セミナー開催費	66	66	66	66	66
・ チラシ作製費	160	160	160	160	160

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、鞍手町補助金、福岡県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和弘 所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉 2-9-2 電話番号 092-282-6534</p> <p>福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 所在地 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 9 番 15 号 福岡県中小企業振興センタービル 8F 電話番号 092-622-8071</p>
連携して実施する事業の内容
<p>①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・ハザードマップ web アプリの活用 ・損害保険見直し相談の実施</p> <p>②BCP策定 ・「BCPキットくん」によるBCP策定支援 ・BCPワークショップ・訓練セミナーの実施</p> <p>③「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・各種損害保険及び共済の町内事業者への周知、PRの実施</p> <p>④巡回同行募集の強化 ・商工会職員と連携した損害保険会社等との町内事業者への巡回訪問同行実施</p> <p>⑤リスク診断への協力 ・町内事業者の現状を踏まえ、自社リスク診断を実施する際の協力、支援</p> <p>⑥会議、セミナー、相談会での商品説明 ・商工会会議時（商工会理事会、商工会各委員会、商工会青年部会議、商工会女性部会議）の連携損害保険会社等による説明実施 ・商工会と連携損害保険会社等との共催による普及啓発セミナー、相談会における保険商品説明の実施</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・ハザードマップ web アプリの活用により、地震・浸水・土砂災害・台風災害についてわかりやすいレポートを提供する。 ・損害保険見直し相談の実施により、町内事業者の災害による不測の事態に対応できるアドバイスを行う。</p> <p>②BCP策定 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社独自ツール「BCP キットくん」で「自社 BCP」の完成が容易となるBCP策定支援を実施できる。 ・BCPワークショップ ・訓練セミナーの実施により、セミナーを通じてBCP策定の重要性等の周知を図ることができる。</p> <p>③「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・各種共済の町内事業者への周知、PRの実施により、一般の損害保険会社の保険商品よりも比較的 low 額な共済制度が提案でき、町内事業者への損害保険加入促進の選択肢の幅を広げる。</p>

④巡回同行募集の強化

- ・商工会職員と連携した損害保険会社等との小規模事業者への巡回訪問同行実施により、個別での相談及び提案を可能とし、高い確率での損害保険等の加入及び見直し実施を可能にする。

⑤リスク診断への協力

- ・小規模事業者の現状を踏まえ、自社リスク診断を実施する際の協力及び支援を連携実施者と合同にて実施することで、人員等が不足する商工会のサポート役として機能発揮が期待できる。

⑥会議、セミナー、相談会での商品説明

- ・商工会会議時（商工会理事会、商工会各委員会、青年部会議、女性部会議）の連携損害保険会社等による説明実施により、商工会員等を中心とした町内事業者への災害リスク対策普及推進が期待できる。

連携体制図等

